

厚紙白紙  
縦54ミリメートル  
横86ミリメートル

表

家畜伝染病予防法(抄)

第五十一条(略)

2 農林水産大臣は、前項の規定を施行するため必要があるときは、その職員に、許可所持者等又は届出伝染病等病原体所持する者の事務所又は作業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な限度において、監視伝染病病原体若しくはこれにより汚染し、若しくは汚染したおそれがある物を採取させることができる。

3 農林水産省の職員(家畜防疫官を除く。)は、前項の規定による立ち入り検査、質問又は採取をするときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立ち入り検査、質問、採取又は採取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

交付番号 第 文付 年 月 日

家畜伝染病予防法第五十一条の規定による立ち入り検査、質問又は採取をする職員の身分証明書

写  
真

官 氏  
職 名  
生 年 月 日